

交流拠点都市～観光立市～

10 2015
No.139

げんき みね。

m.

That's Mine. It's Mine

Mine秋吉台
ジオパーク



広報 げんきみね。

発行・編集 美祢市地域情報課
〒759-2292

美祢市大嶺町東分326-1

☎0837(52)1128

☎0837(53)1959

✉jouhou@city.mine.lg.jp

☑http://www2.city.mine.lg.jp



祝! 日本ジオパーク認定

Mine秋吉台ジオパークが誕生しました!!

9月4日昼に開催された第24回日本ジオパーク委員会で、Mine秋吉台ジオパークが日本ジオパークとして認定されました。当日は17時から美祢市民会館の大会議室において、村田市長出席のもと結果発表報告会が開催され、約150人の市民の参加がありました。17時15分に村田市長のもとへ日本ジオパーク委員会から認定を知らせる電話連絡があり、村田市長の「ありがとうございます」という言葉の後に、会場は歓喜の渦に包まれました。



村田市長は、報告会に参加された市民の皆さんへ認定の報告とこれまでの市民活動に対する感謝の言葉を述べ、さらなるジオパーク活動の推進を決意し、多くの市民の皆さんと喜びを分かち合いました。

日本ジオパーク委員会 発表コメント

日本を代表するカルスト地形を含む地域であり、秋吉台や秋芳洞などが重要なジオサイトとなっている。また、それを住民が地域の誇るべき資源として認識している。カルスト台地の地下水系群は生物多様性に寄与するものとしてラムサール条約登録湿地ともなっている。石灰岩以外にも石炭層やスカン鉱床群など、多様な地質資源を有し、それらについても教育や観光等に取り入れている。地域資源の保全やそれらを活用した地域づくりの手法としてジオパークに期待する住民は多く、各地でジオパークを柱にした地域づくり活動等に取り組んでいる。次世代を担う子供たちへの教育にも積極的に取り組んでおり、学校教育の教材等にもジオパークが取り入れられている。住民を主体とした地域資源の保全と観光及び教育への活用の取り組みがジオパークを柱に継続して展開されていくものと期待される。

以上のことから、日本ジオパークに認定するものとする。

美祢市全域が

「Mine秋吉台ジオパーク」として認定されました



これからも、Mine秋吉台ジオパークでは…

■地域の自然や文化を守ります！

地域の貴重な自然や文化は、地域の見どころ（ジオサイト）として保全します。

■地域の自然や文化を伝えます！

地域の自然や文化について、より多くの学習機会を提供します。

■地域の自然や文化を調べます！

学術機関と連携し、調査・研究を支援します。

★研究チャレンジ助成事業

地域の自然や文化を学術的に研究する活動に対し、助成を行っています。

募集は年に1回、年度当初に行います。

今年度は6件が採択されました。

■ジオパークをPRします！

地域の魅力を発信し、外からお客様を呼び込みます。

★FMやまぐち「Mine Akiyoshidai Geopark STEP」

FMラジオを活用した情報発信を行っています。

毎週金曜日16時20分から25分までの5分間です。

地域の旬な話題を提供します。

■ジオツーリズムを広めます！

ジオガイドが案内するジオツアーを行います。

■他のジオパークとの連携を深めます！

他地域との交流を進め、互いの良いところを学びます。

★ジオカフェの開催★

月に1回、ジオ菓子を食べながらジオパークについて語らうジオカフェを開催します。

みんなで、ジオパークについてざっくばらんに話しましょう。

新しい仲間が見つかるかも！？



次回のジオカフェは、

第3回

●開催日時：10月22日 18時～20時

●申込締切：10月21日

第4回

●開催日時：11月17日 18時～20時

●申込締切：11月16日

《共通》

●場 所：道の駅みとう

●定 員：30人

●参 加 料：300円（ジオ菓子&飲み物代）

●コーディネーター：柚洞一央（徳山大学）



Mine秋吉台
ジオパーク

問合せ先 Mine秋吉台ジオパーク推進協議会事務局

(美祢市教育委員会事務局 世界ジオパーク推進課内)

[☎0837(63)0055] [☎0837(62)0324] [✉mine-geo@city.mine.lg.jp]

[🌐http://mine-geo.com/]

Mine秋吉台ジオパーク

検索

マイナンバーについてお知らせします

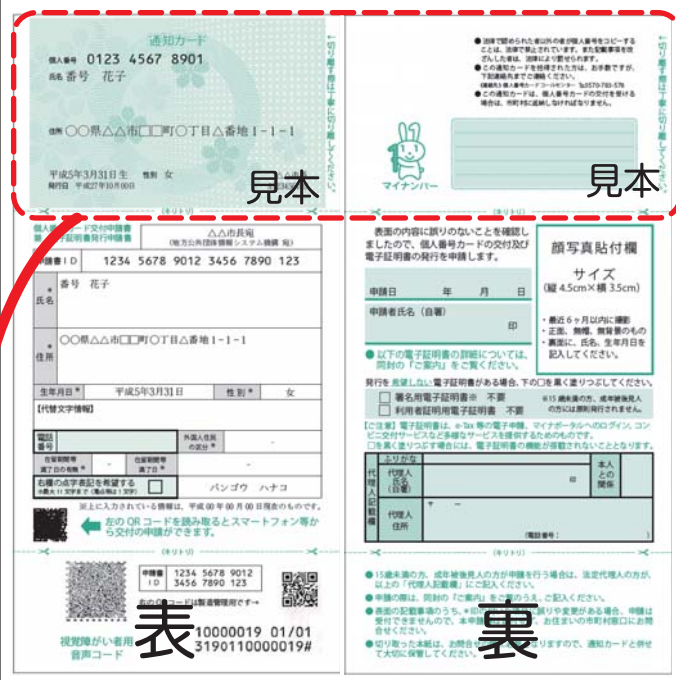
住民票の住所に簡易書留で通知カードが送られます

通知カードは、住民票を有するすべての人に個人番号（マイナンバー）を通知するためのカードです。11月頃に住民票の住所に簡易書留（世帯主宛）で郵送されます。

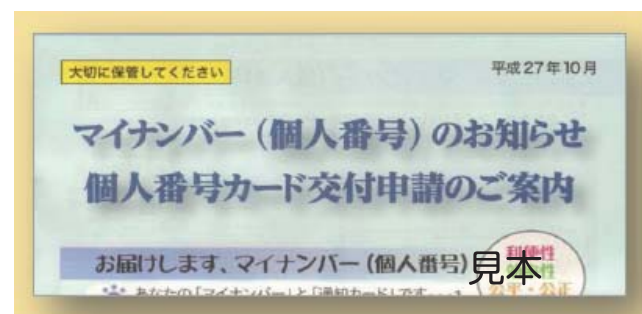
簡易書留で同封されるもの

①通知カード

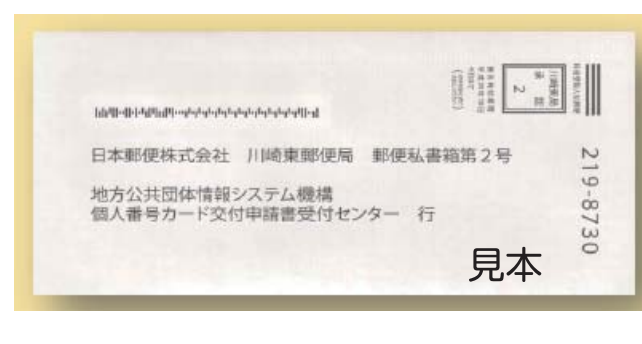
- + 個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書
- + 音声コード台紙
- ※ 世帯人数分



②説明用パンフレット



③個人番号カード申請書の返信用封筒



通知カードのイメージ（上記図の切り取り部分拡大）



- 今後、年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当そのほかの給付、確定申告などの税の手続きなどで、申請書にマイナンバーの記載を求められることとなりますので、**通知カードは紛失しないように大切に保管してください。**
- 通知カードの受領後に住所変更や氏名変更等の手続きをする際は、市区町村の窓口[※]に忘れずにお持ちください。
- 通知カードは本人確認の際の身分証明書として使うことはできません。

希望する人は個人番号カードが取得できます

- 通知カードの送付にあわせて、個人番号カードの交付申請書も同封されます。
- 申請後、平成28年1月から交付されます。
- 個人番号カードは、ICチップを内蔵したプラスチック製のカードです。
- 表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバーが記載されます。
- 「個人番号を証明する書類」や「本人確認の際の身分証明書」として各行政手続きで利用できます。
- e-Tax等の電子証明書が標準搭載されます。
- 初回発行手数料は無料です（電子証明書含む）。

個人番号カードのイメージ



「住民基本台帳カード」をお持ちの人へ

マイナンバー制度導入に伴い、美祿市では、住民基本台帳カード（住基カード）の申請受付を12月4日迄をもって終了します。平成28年1月からは、申請に基づき個人番号カードの発行が始まりますが、現在お持ちの住基カードは有効期限まで引き続きご利用いただけます。

ただし、住基カードと個人番号カードを両方持つことはできません。個人番号カードの交付時に住基カードは回収させていただきます。

公的個人認証（電子証明書）をご利用の人へ

住基カードに搭載され、e-Tax等に使用する公的個人認証（電子証明書）の有効期間は、原則として証明書発行から3年間です。（住基カードの有効期間とは異なりますのでご注意ください。）平成28年1月以降も現在利用されている電子証明書は、有効期限まで引き続きご利用いただけます。但し、住基カード向けの電子証明書の新規発行・更新・失効受付は12月22日迄をもって終了します。

平成28年1月以降に住基カードの電子証明書の有効期限が切れた場合、同様のサービスを継続利用する際は、個人番号カードに切替える必要があります。

マイナンバー（社会保障・税番号）のお問い合わせ

- マイナンバーコールセンター
〔☎0570(20)0178〕（全国共通ナビダイヤル）
※お掛け間違いのないよう、くれぐれもご注意ください。
※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、
〔☎050(3816)9405〕におかけください。
※外国語対応は、
〔☎0570(20)0291〕へお掛けください。
（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

- 受付時間
平日：9時30分～17時30分
（土日祝日・年末年始を除く）
※ナビダイヤルは通話料がかかります。